

滋賀県無電柱化推進計画の策定について

1 はじめに

- 平成28年12月に、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした「**無電柱化の推進に関する法律(無電柱化法)**」が施行。
- 平成30年4月には、無電柱化法第7条に基づき、優先的に無電柱化を図る路線や無電柱化推進に向けた施策等を定めた**国の無電柱化推進計画**が策定。
- 無電柱化法第8条で、無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めた「**無電柱推進計画**」の策定を都道府県の**努力義務**として規定。

防災や安全・円滑な交通の確保、景観形成に資する無電柱化を推進するため、『**滋賀県無電柱化推進計画**』を策定。

2 滋賀県無電柱化推進計画(素案)の概要

1. 基本的な方針

○ 現状

滋賀県管理道路において、

- ・無電柱化済 約**7.6km**
※令和元年度末時点
(県管理道路 約2,257kmのうち約0.3%)
- ・緊急輸送道路のうち、
無電柱化済 約**4.6km**
※令和元年度末時点
(県管理道路 約483kmのうち約0.9%)

○ 無電柱化の対象道路

観点	内容
① 防災	緊急輸送道路(一次、二次)のなかで、アクションプログラム2018に位置付けられている路線やICから直轄国道までの一次アクセス道路 など
② 安全・円滑な交通の確保	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路 など
③ 景観形成・観光振興	世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、その他著名な観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路 など

2. 計画期間

令和3年度～令和7年度の5年間

3. 目標

滋賀県管理道路において、
5.0kmの無電柱化工事に着手

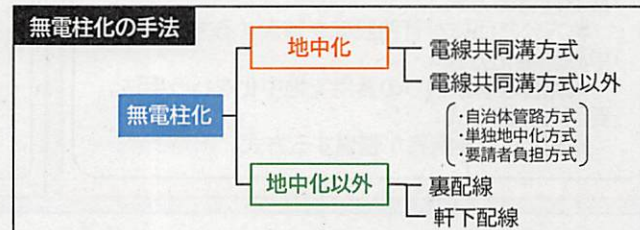
5. 施策を推進するために必要な事項

- 1) 広報・啓発活動
- 2) 無電柱化情報共有
- 3) 計画の見直し

4. 講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

- 電線共同溝方式、単独地中化方式、軒下配線方式 など
- 電線共同溝方式の整備に際して、浅層埋設や小型ボックスなどの低コスト手法を積極的に採用する。



2) 占用制度の運用

- 緊急輸送道路における新設電柱の占用制限、占用料の減免措置

3) 関係者間の連携の強化

- 無電柱化協議会滋賀県部会の活用、工事関係者間の工程調整等の実施、民地の活用 など

3 今後のスケジュールについて

- 令和2年12月 常任委員会 「滋賀県無電柱化推進計画(素案)」
- 令和2年12月 パブリックコメントの実施
- 令和3年 2月 常任委員会 「滋賀県無電柱化推進計画(案)」
- 令和3年 3月 「滋賀県無電柱化推進計画」の策定

(参考) 無電柱化の手法

無電柱化の手法について

○ 無電柱化の手法は、「①地中化による無電柱化」と「②地中化以外による無電柱化」に大別。



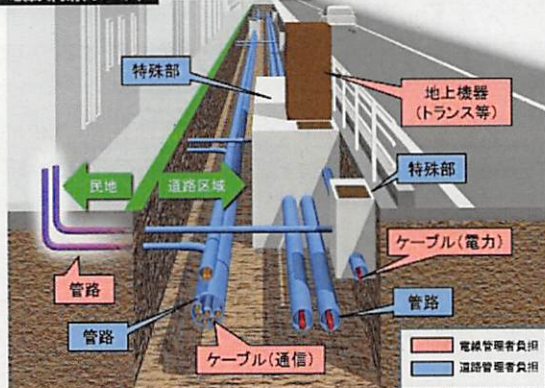
無電柱化

①地中化による無電柱化

電線共同溝方式：

道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法。

電線共同溝(イメージ)



電線共同溝方式以外

- ・自治体管路方式：
地方公共団体が管路設備を整備する方式。
- ・単独地中化方式：
電線管理者が自らの費用で地中化を行う手法。
- ・要請者負担方式：
原則として要請者が整備する方式。

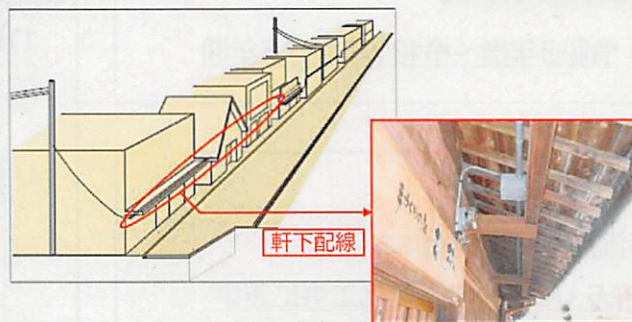
②地中化以外による無電柱化

裏配線：無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置する手法。



軒下配線：

引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

滋賀県無電柱化推進計画

【素案】

令和2年〇月

滋賀県

1	目次	
2	はじめに.....	2
3	1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針.....	3
4	1) 滋賀県における無電柱化の現状.....	3
5	2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢.....	3
6	3) 無電柱化の対象道路.....	3
7	2. 無電柱化推進計画の期間.....	4
8	3. 無電柱化の推進に関する目標.....	5
9	4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策.....	5
10	1) 無電柱化事業の実施.....	5
11	2) 占用制度の運用.....	8
12	3) 関係者間の連携の強化.....	8
13	5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項.....	10
14	1) 広報・啓発活動.....	10
15	2) 無電柱化情報の共有.....	10
16	3) 計画の見直し.....	10
17		
18		

1 はじめに

2

3 道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行
4 の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障
5 を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要
6 都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

7 このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景
8 観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ
9 迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、
10 「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

11 無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画（及び都道
12 府県無電柱化推進計画）を基本として、都道府県（市町村）の区域における無
13 電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県（市町村）無電柱
14 推進計画の策定を都道府県（市町村）の努力義務として規定している。

15 本計画は、無電柱化法に基づく都道府県（市町村）無電柱化推進計画とし
16 て、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

2
3 1) 滋賀県における無電柱化の現状

4 滋賀県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請
5 者負担方式による地中化が進められており、令和元年現在、県管理道路の約
6 2,257 kmのうち約7.6kmの無電柱化が完了している。これは滋賀県にある道
7 路の約0.3%に過ぎない。

8 一方、県管理道路のうち緊急輸送道路（一次、二次の合計）が約483kmあ
9 るものの、そのうち無電柱化された延長は約4.6km（約0.9%）に留まって
10 いる。

11
12 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

13 これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路
14 を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良
15 好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進し
16 ていく必要がある。

17 「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛
18 着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。
19 （無電柱化法第2条）」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、
20 無電柱化により滋賀県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安
21 心なくらしを確保するよう推進することとする。

22
23 3) 無電柱化の対象道路

24 無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等
25 について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、滋賀県において
26 は以下の道路について、無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

27 なお、国道等のうち滋賀県が管理しない道路については、当該道路管理者
28 に協力を要請する。

29
30 ① 防災

31 滋賀県地域防災計画で位置付けている緊急輸送道路など、滋賀県内の
32 主要活断層である琵琶湖西岸断層帯および南海トラフ地震などの大規模
33 地震で大きな被害が想定される都心部や防災拠点等へ向かう緊急車両の
34 通行ルートを優先して無電柱化を推進する。

1
2 ② 安全・円滑な交通確保

3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定
4 道路や移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路その他駅周
5 辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、人
6 通りの多い商店街等、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を
7 避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置され
8 ている道路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化
9 を推進する。

10
11 ③ 景観形成・観光振興

12 世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、景観法、
13 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位
14 置づけられた地域、その他著名な観光地における良好な景観の形成や観
15 光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

16
17 ④ 道路事業等に合わせた無電柱化

18 上記の他、道路事業や面整備事業の道路事業（道路の維持に関するもの
19 を除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業
20 等」という。）が実施される際に、電線管理者による無電柱化を推進する。

21 また、大規模な開発事業が実施される際には、開発者の理解と協力を得
22 て、開発区域内の無電柱化を要請する。

23
24
25 2. 無電柱化推進計画の期間

26
27 令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

1 3. 無電柱化の推進に関する目標

2
3 令和7年度までに、以下の無電柱化の実施を目標とする。

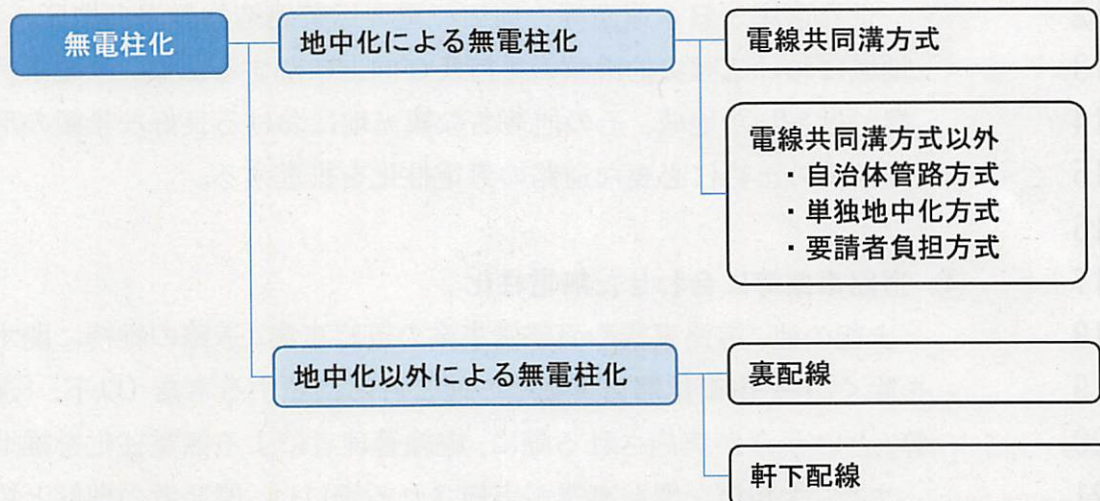
- 4
5 ・ 滋賀県管理道路において、5.0kmの無電柱化工事に着手する。

6 ※延長は道路延長

7
8 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

9
10 1) 無電柱化事業の実施

11 無電柱化の整備手法は、「電線類地中化」と「電線類地中化以外の無電柱
12 化」に大別される。



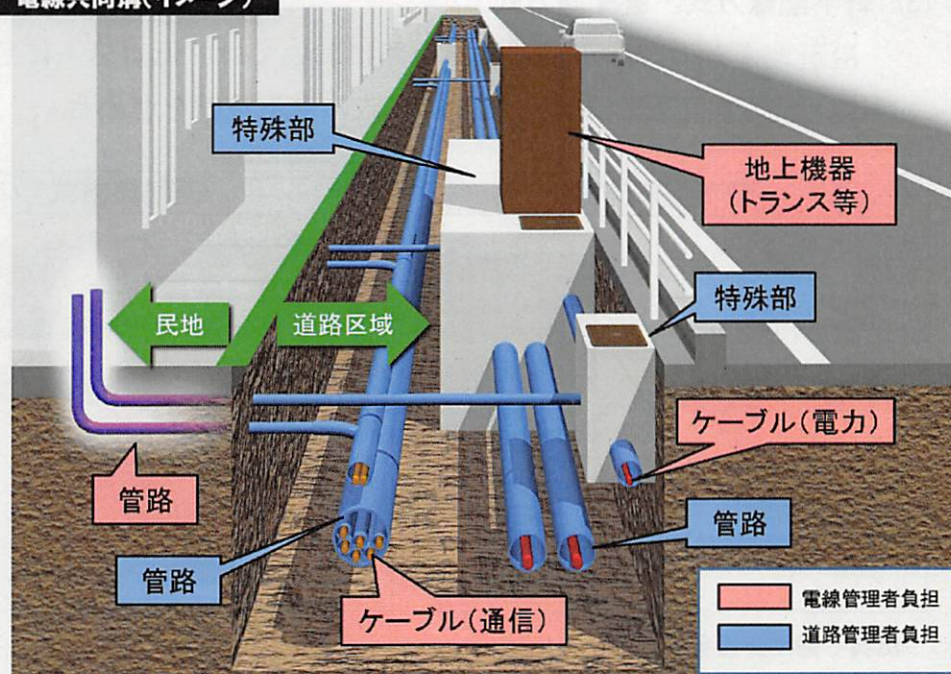
13
14 図1 無電柱化の手法の大別

15
16 以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や
17 地元住民等との協議を踏まえ決定する。

18
19 ① 電線共同溝方式

20 道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要
21 な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際し
22 ては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、
23 メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法で
24 ある浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。

電線共同溝(イメージ)



出典：国土交通省 HP

図2 電線共同溝 (イメージ図)

1
2
3
4
5

従来手法 (管路部)	浅層埋設	小型ボックス
<p>【従来手法】</p> <p>水道管</p>	<p>【浅層埋設】</p> <p>水道管</p> <p>掘削土量の削減</p>	<p>【小型ボックス活用埋設】</p> <p>水道管</p> <p>掘削土量の削減</p> <p>高いメンテナンス性 (保守作業の容易)</p>

出典：道路の無電柱化 低コスト手法導入の手引き (案) - Ver. 2 -

国土交通省 道路局 環境安全・防災課 (平成 31 年 3 月)

図3 低コスト手法の種類 (イメージ図)

6
7
8
9

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

10
11
12
13
14

1 ③ 軒下配線方式・裏配線方式

2 沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を
3 実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。
4



5 出典：国土交通省 HP

6 図4 軒下配線方式・裏配線方式

7
8 ④ 道路事業等に合わせた無電柱化

9 無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理
10 者に無電柱化を実施するよう要請する。県(市)においては、無電柱化を
11 実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

12
13 上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとと
14 もに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、
15 円滑に進むよう支援する。

16 また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存
17 ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

18 さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平
19 準化にも資するPFI手法の採用を進める。

1 2) 占用制度の運用

2 占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

3
4 ① 占用制限制度の適切な運用

5 国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の
6 占用を制限する措置(道路法第37条に基づく電柱による道路の占用禁止)
7 について、滋賀県の緊急輸送道路においても実施する。また、国において
8 検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既
9 設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

10
11 **【参考】**

○道路法第37条

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

12
13 ② 占用料の減額措置

14 道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置し
15 た電線等について、占用料の減免措置を実施する。

16
17 3) 関係者間の連携の強化

18
19 ① 推進体制

20 道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる近畿
21 地方ブロック無電柱化協議会滋賀県部会を活用し、無電柱化の対象区間
22 の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

23 具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏
24 配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意
25 形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理
26 者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

1 ② 工事・設備の連携

2 滋賀県の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋
3 設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議
4 等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

5
6 ③ 民地の活用

7 道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への
8 地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所と
9 して、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の
10 同意を得て進める。

11
12 <地上機器設置場所の工夫>



13
14 出典：国土交通省 HP

15
16 ④ 他事業との連携

17 無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事
18 業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

1 5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

2
3 1) 広報・啓発活動

4 無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協
5 力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントに協力するなど、
6 無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

7 また、無電柱化の実施状況、効果等について、ホームページや広報誌等を
8 活用して周知し、理解を広げる。

9
10 2) 無電柱化情報の共有

11 国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、滋賀県の取組
12 について国や他の地方公共団体との共有を図る。

13
14 3) 計画の見直し

15 本計画および無電柱化を実施する路線については、外部環境の変化等に
16 応じて、見直すこととする。